

徳島県公安委員会告示第九号

指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第四条第一項の規定に基づき、指定講習機関から次のとおり代表者の氏名を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年九月十日

徳島県公安委員会委員長 岡 田 好 史

指定講習機関の名称		講習を行う事務所の名称		変更事項		内容	変更年月日
株式会社 三加茂自動車学校	三加茂自動車学校	代表者の氏名	伊原 好秋	変更前	笹山 正彦		
				変更後			